

●小郡市こどもの権利条例（案）に対するパブリックコメント結果報告

1. 意見募集期間

令和8年2月2日(月)から2月15日(日)まで

2. 実施方法

市ホームページ、市役所本館1階（総合案内）、あすてらす（こども家庭支援課）、生涯学習センター、図書館、各小中学校、各校区コミュニティセンターで閲覧可能とし、専用フォーム、メール、ファックス、郵送、持参等の方法により意見募集を行った。

3. 意見提出者数（意見数）

103件（「特にありません」など意見なし18件含む）（専用フォーム102件、持参1件）

4. 意見の概要及び意見に対する市の回答

	該当条文	意見の概要	意見に対する市の回答
1	第4条 第5条	わたしは第4条と第5条の権利がいいと思います。特に第4条のこどもは愛情をこめて命を大切にされ、虐待などが全くないこどもが安心して暮らせれるとうれしいからです。	ご意見やご提案、ありがとうございます。また、こどもの権利条例の良いところをたくさん取り上げていただきありがとうございます。皆様のご期待にそえるようしっかり取り組みを進めてまいります。
2	第4条	暴言、暴力、虐待、体罰、いじめ、仲間外れを受けないというところがいいなと思いました。僕も、暴力や仲間はずれをされたことがあるので強調してほしいです。	
3	第4条	暴言や仲間外れは自分の周りなどにも今あると感じたし、見たこともあるし、暴言は友達と話していたら、結構当たり前のように出てくるし、暴言などは人の命を奪ってしまうかもしれないという認識が少ない気がするので、第4条(3)のところはいいと思うし、特に頑張してほしいと思いました。	
4	第4条	ぼくは第4条(1)(2)(3)が守られていて、楽しい生活ができてから第4条をこれからも大切にしていってほしいです。	
5	第11条	第11条の意見について私は、もう少しこどもが相談をしやすいような環境にしてほしいです。	
6	第11条	第11条の「市は、こどもの不安や悩みを解消できるように相談に応じ、こどもが安心し	

		て過ごすことができる環境づくりに努める」権利条例が一番いいと思いました。なぜなら不安や悩みがあって私は小学2年生の時に不登校になったことがあるからです。	
7	第7条	どのイベントに参加できるかは、自分で決めることができるというところがいいと思う。	
8	第4条 第5条	全体的にこどものことをとてもよく考えて作られている文章だと感じたから良いと思う。第4条～第5条で、こどもが守られる権利があるということがわかりやすいから良いと思う。	
9	第4条	第4条の「こどもは、次のとおり、安心して生きる権利があります」の部分は、こどもが生き生きと生活ができるようになるからいいと思います。	
10	第3条 第6条 第10条	いいと思います。全部がそれぞれこどもたちの未来のためにいろいろ考えてあって全部いいと思ったけど、個人的には第3条や第10条、第6条がこどものために思っていて特に賛成しました。第3条の差別をされないことに対して、今はまだ差別が完全になくなったわけじゃないのでそこをもっと頑張ってもらいたい。	
11	第3条 第4条	第3条第4項、「おとなは、こどもが健やかに育つために、こどもの声に耳を傾け、こどもにとって、最もよいことを第一に考え、行動します」のところが「おとなは、こどもが健やかに育つために最もよいことを第一に考え、行動します」と「また、こどもの意見や考えを否定せずに聞き、一人一人の意見を大切にすることを義務もあります」と、二つに分けて書いたらもっとわかりやすくなると思います。 そして、第4条(1)「命が大切にされ、愛情をもって大切に育てられること」のところがとてもいいと思います。なぜなら、やっぱり愛情をもって育ててくれると、うれしいからです。	ご意見を参考に、次のように見直しました。 第3条第4項を二つに分けて、 第4項を「おとなは、こどもの声に耳をかたむけ、一人ひとりの意見を大切にします。」に、 第5項を「おとなは、こどもが健やかに育つために、こどもの立場になって考え、行動します。」に修正しました。
12	第4条 第5条 第6条	条例の第4条と第5条と第6条がいいと思います。この条例が自分らしく生きることができてすごくいいなと思いました。第3条の性別で差別されたりするのをなくしたいというところがまだできていないと思うので、差別がなくなるようになってほしいです。	ご意見やご提案、ありがとうございます。また、こどもの権利条例の良いところをたくさん取り上げていただきありがとうございます。皆様のご期待にそえるようしっかり取り組みを進めてまいります。
13	第4条	第4条「安心して生きる権利」暴言、暴力、虐待、体罰、仲間外れを受けないことはまだどこかでされているこどもがいるかもしれない。第11条で市が不安なことを相談できるように努めているから悩みがあまりなく安心して過ごすことができている。	

14	第6条	自分らしさが認められ、自分の可能性が大切にされることというところはとてもいいと思います。あと、こどもには自分らしく健やかに幸せに生きる権利があることをもっと強調するとよくなると思います。でも、市は、自分たちこどもの意見をあまり聞いてくれないと感じています。	ご意見を参考に、次のように見直しました。 第3条第1項に「自分らしく健やか育ち、幸せに生きる権利があり」を追加しました。 市としても、こどもの意見を聞く取り組みをもっと増やしていきます。
15	第7条	こどもたちの意見を聞く時間を一週間に一回とってほしい。	
16	第4条	第4条についてのご意見です。誰もが権利をもっている以上、いじめや暴力、虐待などの行為を受けないことがとても良いと思いました。なぜかという未だに、身近でいじめや暴力は起こっています。だからこそ、そこを改善していかないといけないと思ったからです。さらに、僕も暴力を受けたことがあるので、改善してほしいという理由の一つです。	
17	前文	「みんなが毎日楽しく平和に暮らせるといい」と「自分のことを勝手に決めないでほしい」という案に共感しました。	
18	第6条	とてもいいと思います。私たちのことを第一に考えられていて、この小郡市こどもの権利条例案の第6条(1)にある「遊び、休む、学ぶ」という文がこどもの役目は学ぶことだけじゃないと言われているようで安心できました。ひとまとめに市民と書くのではなく等を付けて子育てにかかわるすべての人という感じがしていいと思いました。	
19	全体	全部いいと思います。この権利条例を施行することで、社会がよりよくなると思っています。	
20	第4条 第5条	第4条や第5条の守られる権利のところがいいと思います。	
21	第4条	私は第4条がいいと思います。近頃、いじめや虐待のニュースをよく見るのでこの条例が実現したらいいなと思いました。	
22	第4条	第4条はもう守られているところもあるけど、まだまだ虐待など親からこどもへのひどい扱いをされているところがあると思います。だから、新しくできるこども権利条例としていいと思いました。私は親に愛され、健康な生活ができて、暴力、虐待、いじめなどはされていません。でもドラマなどで虐待のシーンなどがあり、まだそのようなことが起きているのではないかと考えてるので、この条例を作ってなくなる方がいいです。	
23	全体	「こどもの権利条例」の制定の取り組みについて、とてもいいと思う。	

24	第3条	第3条第2項、「こどもには、社会的環境、性別、国籍、宗教、性のあり方、障害や病気のあるなしなどにより差別されない権利があります」が、今、差別で苦しんでいる人が少しでも楽になれると思っていいなと感じました。これから実現して行ってほしいです。	
25	第3条	第3条第2項、こどもの「社会的環境、性別、国籍、宗教、障害や病気のあるなどにより差別されない権利」を特に大切にしてほしいです。学校で差別の勉強をして差別のつらさを知ったので、これを大切にしてほしいです。そして、自分で選べる権利も大切にしてほしいです。	
26	前文	「自分のことを勝手に決めないでほしい」という案はいいと思う。	
27	第11条	第11条の「市は、こどもの権利が守られていない状態が生じたときは、こども、保護者、市民等と力を合わせて、少しでも早くこどもの権利が守られた状態へ回復するように取組を行います。」が、少しでも早く守られた状態へ回復するようにしているのがいいと思います。	
28	全体	こどもの権利はほとんどが守られていると思います。性別、国籍などで差別されない権利があります。というところに共感しました。今は人種差別などもあるけど、その人は差別される権利はないし、むしろ差別されない権利がある。簡単に差別してはいけないと改めて思いました。あと、こどもは自分らしく生きる権利があるということも心に刺さりました。私も自分らしく生きていいんだと、少し勇気ももらえました。いじめや・仲間はずれが100%ゼロな世の中がいいので、自分も少し意識をしていこうと思いました。	
29	第4条	第4条(3)がいいと思いました。	
30	第6条	こどもが自然、文化、芸術、スポーツなどに触れて豊かな経験ができることがいいと思いました。	
31	前文	「いじめや悪口、暴力、仲間はずれがなくなってほしい」の案がいいと思いました。	
32	全体	注意だけじゃなくてプラスのことも言ってほしい。	
33	全体	すごいと思いました。	
34	第4条	いじめや悪口、暴力、仲間外れがなくなってほしい。	
35	第11条	「人間関係のちょっとした違和感にも目を背けずに、解決するために解消法を考えていく」ということも追加してほしいです。	ご意見を参考に、次のように見直しました。 第12条第2項に「市は、おとな、保護者、育ち

			や学びの施設等などと力を合わせて、人間関係のちょっとした違和感にも目をそむけずに解決するための取組を行います。」を追加しました。 ※こども・子育て会議の意見により、第 11 条（こどもの権利を守るための体制）は第 12 条に変更しました。
36	その他	小郡市美鈴が丘を「あすみ」みたいに公園を増やして友達と遊べる環境を作ってほしい。公園の遊具をきれいにしてほしい。住宅街ばかりじゃなくて住宅街の中に公園やいつでもだれでも入れる施設が欲しい。のぞみが丘小の壁と三国中の壁をきれいにしてほしい。パソコンは重くて持ち運びが不便だから iPad がいい。（重くて毎週持って帰るのはきついついから。毎週日記を書かないといけないから持って帰らないといけない。）トイレをウォシュレットにしてほしい。（冬はトイレが寒いから。）	ご意見やご提案、ありがとうございます。また、こどもの権利条例の良いところをたくさん取り上げていただきありがとうございます。ご要望の内容についてはそれぞれの担当所管課へお伝えします。 皆様のご期待にそえるようしっかり取り組みを進めてまいります。
37	その他	建築基準法施行令第 119 条で小学校の廊下が広いとこと狭いところの差がすごいから均等にしてほしい。	
38	その他	美鈴が丘周辺に店を作ってほしい。	
39	全体	いいと思いました。	
40	第 3 条	性別などで差別しないという条例が特に良いと思った。しかし、保護者がこどもの立場になって最善を尽くすなどの条例で、親に勝手に決めてもらっては困ると思った。	
41	その他	宿題を学校でもやってよい。学校行事を増やしてほしい（逃走中、新しいカギなど）。プールを室内ではなく屋外でやりたい。外で遊んでいい時間を 6 時までにする。ゲームの制限をする。	
42	全体	もっと学校の人や地域の人とのかかわりを深めるために集会や地域の行事を行ってほしい。	
43	全体	私は、この権利条例に賛成します。大人とこどもで支えあうという内容がとてもいいと思います。こんな素敵な条例をもっとたくさんの人に伝えてください。	
44	全体	どの条文もとてもいいです。こどもの権利条例を作ってくれてありがとうございます。	

45	全体	僕はこどもも人権が適用されるがめっちゃくちゃいいと思います。けど遊べる範囲を増やしてほしいです。僕はこの条例を大切にしようと思います。
46	全体	こどもの権利条例に賛成します。この文章を読んで「自分の思いや自分の考えなどが大切にされて、受け止めること」という考えがいいと思いました。権利条例を考えてくださりありがとうございます。私をこの権利条例を大切にしていきます。
47	全体	この条例をみて嬉しくなりました。
48	全体	僕は、これはとってもいいと思いました。こんな条例作ってくださりありがとうございます。ですが、東野小学校の校区が狭すぎるのもっと広く遊びに行けるようにしてください。
49	全体	こどもからの意見として、とても安心して将来の夢を目指していけます！この条例を作ってください、ありがとうございます。
50	全体	ぼくからしてこのような条例はいいと思います。「こどもたちの意見を尊重する」ということが特にいいと思います。条例に学校でシャーペンを使っていいという条文も追加してほしいです。
51	全体	権利条例に賛成です。あと体育館にクーラしてほしいです。夏に体育ができないです。愛情をもって育てることの条例がいいと思いました。 シャーペンを使いたいです。お願いします。もう6年生でもう卒業するのでお願いします。シャーペンを使わせてください。お願いします。お願いします。お願いします。
52	全体	とってもいいと思います。これなら安心して授業ができます。この条例を大事にしていきます。
53	全体	僕たちが安心して生活できる条約を作ってくれてありがとう。
54	その他	公園が少ないから増やしてほしい。小学校の体育館にエアコンをつけてほしい。
55	第7条	自分の思い、考えをだれにでも伝え、みんなとちがう表現でもそれに対して悪く言われても、自分たちには自分の思いや考えを表現できる権利がある。
56	全体	いいと思います。のぞみが丘小学校に遊具を増やしてください。お願いします。
57	第7条	第10条の「市民等は、地域全体でこどもの健やかな育ちを支え、力を合わせてこどもの権利が大切に守られるように努めます」がいいと思いました。

58	第4条	暴言、暴力、虐待、体罰、いじめ、仲間はずれを受けないために、このようなことを相談できるカウンセリングを増やしてほしい。	
59	第4条	暴言、暴力、虐待、体罰、いじめ、仲間はずれを受けないこと。	
60	第3条	自分以外の人々の権利も大切にすること。	
61	全体	いろいろなことができるように地域の行事を増やしたり、したいアンケートを取る。	
62	第6条	第6条の「自分に関することは、勝手に決められず、自分で決めることができる」がよいと思います。	
63	第6条	第6条の「遊び、休み、学ぶことができること。そのために必要な環境が整えられること」というところで、公園や遊具を増やして遊びやすくしてほしいです。	
64	第6条	第6条(1)のところで、夏は体育をするとき体育館が暑すぎて困るのでエアコンとかをつけて涼しい環境にしてほしいです。	
65	第4条	第4条(3)でそのようなことが起こらないように暴行などをされていないかなどの詳しいアンケートをしたほうがいいと思う。	
66	その他	夏など、体育のあとなどで学校で水がなくなった時に蛇口から水を飲むのが嫌なので、ウォーターサーバーを作ってほしいです。お願いします。	
67	その他	公園の遊具をもう少し増やしてほしい。たくさん遊ぶために休みをもう少し増やしてほしい。	
68	その他	運動不足を解消するために学校の校庭にバスケットゴールを付けてほしいです。	
69	第10条	第10条第3項の「市民等は地域で子どもを見守り、子どもが安心して過ごすことができる居場所づくり」は具体的にどのようなことをするのですか。	ご質問ありがとうございます。 市としては、地域で子ども食堂や絵本の読み聞かせ、子どもイベントなど子どもの居場所づくりを推進していきます。地域のNPO法人や市民活動団体、子どもまんなかサポーターと協力しながら環境づくりに努めます。
70	第5条	第5条の守られる権利で必要な支援とありますが具体的にどんな支援ですか。	ご質問ありがとうございます。
71	第5条	第5条(3)にある必要な支援がどんな支援か具体的に知りたいです。	市としては、大人や保護者、育ちや学びの施設等と協力して、子どもが不安や悩みを解消でき

			るように気軽にいつでも相談ができる相談窓口などの環境づくりを行っていきます。
72	第5条	第5条の守られる権利で、大人がこどもの状況に気づくということ。	ご意見を参考に、次のように見直しました。 第12条第2項に「市は、おとな、保護者、育ちや学びの施設等などと力を合わせて、人間関係のちょっとした違和感にも目をそむけずに解決するための取組を行います。」を追加しました。
73	前文	最初の「いじめや悪口、暴力、仲間はずれがなくなってほしい」を「いじめや悪口、暴力、仲間はずれ、差別がなくなってほしい」にしてほしい。	ご意見を参考に、次のように見直しました。 前文「いじめや悪口、暴力、仲間はずれ、差別がなくなってほしい」に修正しました。
74	全体	賛成です。	ご意見やご提案、ありがとうございます。また、こどもの権利条例の良いところをたくさん取り上げていただきありがとうございます。ご要望の内容については担当所管課へお伝えします。皆様のご期待にそえるようしっかり取り組みを進めてまいります。
75	全体	差別をなくしてください。	
76	全体	差別をなくしてほしい。	
77	全体	たくさん遊ぶために休みを少し増やしてほしい。	
78	全体	小郡市こどもの権利条例について賛成です。	
79	全体	賛成です。	
80	全体	自分のペースで行動したい。自分で今からやろうと思ってて親に言われるとやる気が出なくなるから。	
81	全体	私はこれでいいと思います	
82	全体	賛成です。	
83	全体	全部の条例がいいと思います。	
84	全体	全部いいと思います。	
85	前文	「自分のことは自分で選択する」→「選択」の言葉が難しいのではないかと思う。例えば「選び決める」などわかりやすくしてほしい。 「声に耳をかたむける」→傾聴するという意味であると思うが、こどもの声をしっかり聴いていくという姿勢を強く表した方がよいと思う。例えば「心を寄せてじっくりときく」	ご意見ありがとうございます。 「選択」は選び決めないことも含みますので、原文のままとしました。

<p><b>第1条</b></p>	<p>前文で「社会づくりを目指していくために条例を定めます」としてあるので、「健やかな育ちを支えていくこと」を目的とするのではなく、健やかな育ちを支えていくことで「子ども一人ひとりが大切にされる社会の実現」とか「子ども一人ひとりが大切にされるこどもにやさしいまちの実現」を目的にした方がよいのでは。よくこどもの権利条例では「こどもにやさしいまち」という言葉が使われています。こどもにやさしいまちづくりは、地方自治体が主導するこどもの権利条例の実施プロセスであると言われており、とても素敵な言葉であると思います。</p>	<p>ご意見を参考に、次のように見直しました。 第1条「子ども一人ひとりが大切にされる社会を実現することを目的とします。」に修正しました。</p>
<p><b>第3条</b></p>	<p>第1項  こどもは、その権利を守られるだけでなく、守るように求めることもできる旨の記載が必要であると思います。 第2項  「こどもには、社会的環境、性別…」→こどもには、こども自身だけではなく保護者の社会的環境や国籍等で差別されてはならないと思います。例えば「こどもには、こども及び保護者の社会的…差別されない権利があります。」 「社会的環境」の意味がわかりづらい。 第3項  こどもは、自分の権利を大切にすることができます。それと同じように他の人の権利も尊重しなければなりません。「自分の権利が大切にされるのと同じように」ではなく、「自分の権利を大切にするのと同じように」である方が良いと思います。</p>	<p>ご意見を参考に、次のように見直しました。 第1項  原文のままとしました。 第2項  「こどもは、生まれや住んでいる場所、性別、国籍、宗教、考え方、性のあり方、障がいや病気のあるなしなどにより差別されない権利があります。」に修正しました。 第3項  「自分の権利を大切にするのと同じように、」に修正しました。</p>
<p><b>第4条</b></p>	<p>(1)「愛情をもって」とありますが、確かに愛情をもって大切に育てることは大事です。ただ、「愛情」の捉え方がいろいろで、その「愛情」のために虐待をすることもあります。そこで、「愛情をもって大切に育てられる」を「平和で安全な環境で暮らすこと」と言うような表現に変えてはいかがでしょうか。</p>	<p>ご意見を参考に、次のように見直しました。 (1)「安心して安全な環境でくらせること。」に修正しました。</p>
<p><b>第6条</b></p>	<p>(1) 権利であるので、「そのために必要な環境が整えられること」は削除してもいいのではないでしょか。 (2)「豊かな経験ができること」とありますが、「経験」した結果として、豊かだったかどうかはついてくるもの。その前に、様々な経験や体験の機会が得られることが大事であると思います。 (3) 自分らしさが認められるだけでなく、存在そのものが認められることが大事であると思います。</p>	<p>ご意見を参考に、次のように見直しました。 (1)「そのために必要な環境が整えられること。」を削除しました。 (2)～(4)は原文のままとしました。</p>

	(4)「選択」と言う言葉をわかりやすくした方がよいのではないのでしょうか。	
<b>第8条</b>	<p>第2項「権利が守られるための体制」とありますが、「守られる」と言う言葉は受け身であり、「守るための体制」として、積極的に市がかかわっていくことをアピールすべきであると思います。</p> <p>第5項 こどもや子育て家庭の孤立化を防止と限定するのではなく、こどもが安心して過ごすことができる地域づくりをしていくべきではないのでしょうか</p> <p>第1～3項は「行います」、第4～5項は「努めます」になっています。何故でしょう。</p>	<p>ご意見を参考に、次のように見直しました。</p> <p>2「こどもの権利を守るための体制づくり」に修正しました。</p> <p>4「行います。」に修正しました。</p> <p>5「こどもが安心して過ごすことができる地域づくりを行います。」に修正しました。</p>
<b>第9条</b>	<p>保護者の役割として、まずは、保護者の責任についての記載が必要ではないのでしょうか。</p> <p>例えば、「保護者は、こどもにとって最も大切な存在であるとともに、こどもを健やかに育てることについての責任があります」</p>	<p>ご意見ありがとうございます。保護者については「責任」としてではなく「役割」を規定していますので、原文のままとしました。</p> <p>※こども・子育て会議の意見により、第9条(保護者の役割)は第10条に変更しました。</p>
<b>第10条</b>	<p>第1項 ここでの「地域全体」とはどこを指しますか。</p> <p>第3項 「地域でこどもを見守り」とあります。その前に地域の方々がこどもも地域の一員であるという認識を共有した方がよいのでは。そして、ただ見守るのではなく「温かく見守り」ことが必要であると思います。例えば、「市民等は、こどもを地域の一員として認め、こどもを温かく見守り、こどもが安心して過ごすことができるように努めます。」</p> <p>第4項 「こどもが考え、遊び、学び、活動することができるように支援し」とありますが、自主性を重んじるために「こどもが自ら考え」としてはいかんでしょうか。また、こどもの学ぶ機会だけが守られるのではなく、全ての権利が守られることが大事。「こどもの学ぶ機会が守られるように努める」はいらぬのではないのでしょうか。</p>	<p>ご意見を参考に、次のように見直しました。</p> <p>第1項「地域全体で」を削除しました。</p> <p>第3項「地域でこどもを温かく見守り」に修正。</p> <p>第4項「こどもが自ら考え」に修正しました。</p> <p>※こども・子育て会議の意見により、第10条(市民等の役割)は第9条(おとなの役割)に、第10条第4項は第11条(育ちや学びの施設等の役割)第2項に変更しました。</p>
<b>第11条</b>	<p>権利を守るための体制なので、安心して相談ができる場や機会の確保が大事であると思います。また、権利が侵害された時に、安心して相談・救済できる環境がなければ、条例はできて絵にかいた餅でしかありません。権利が守られていない状態が生じた時には、いち早く権利が守られている状態に回復できるように取り組むことと必要があれば心身のケアを図るための支援も必要であると思います。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。ご指摘の内容については市としても同じ認識です。</p> <p>ご期待にそえるようしっかり取り組みを進めてまいります。</p>